

発行/美郷町役場 編集/総務課 秘書広報班  
 〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10  
 美郷町ホームページ <https://www.town.misato.akita.jp>  
 美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp

次回の「広報お知らせ版」は3月15日(水)発行予定です。

秋田県議会議員一般選挙に関するお知らせ

1. 期日前投票所の投票立会人を募集します

■今回の選挙から投票立会人の交代制を導入します

町民の皆さんに選挙への関心をもってもらい、選挙を通じて政治に参加していただく機会として、4月9日に執行予定の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人を募集します。

立ち会いに際しては、特別な知識は必要としますので、興味がある方は下記の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

※投票立会人の交代制の導入に伴い、午前8時30分～午後2時15分または午後2時15分～午後8時の半日での従事が可能になりました。今までどおり午前8時30分～午後8時の1日での従事も可能です。

内 容	期日前投票所の投票立会人として、投票が公正に行われているか立ち会います。	
応 募 資 格	美郷町に住所を有し、かつ選挙権のある方	
立会場所・期日	美郷町役場	4月1日(土)から4月8日(土)のうち都合のよい日
	美郷町中央ふれあい館	4月5日(水)から4月8日(土)のうち都合のよい日
	美郷町南ふれあい館	
立 会 時 間	1日の場合	午前8時30分～午後8時
	半日の場合	午前8時30分～午後2時15分 午後2時15分～午後8時
報 酬	1日 9,600円 ※半日の場合は4,800円 (ただし、規定の所得税を源泉徴収します)	
応 募 方 法	電話で「氏名・住所・生年月日・電話番号・立ち会いを希望する日、期日前投票所名と1日・半日の別」をお知らせください。	
募 集 期 限	2月28日(火)	
そ の 他	応募者多数の場合は、抽選により決定します。 半日従事希望の方の不足により、1日従事希望の方に半日従事をお願いする場合があります。	

2. 不在者投票の請求は、お早めに

(1)仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在している方、またはそのような見込みのある方は、滞在地において不在者投票ができます。請求用紙は町ホームページに掲載されていますので、滞在地の住所地名が分かるものを持参のうえ、お早めに手続きをしてください。

また、病院や施設等に入院または入所している方は、その病院や施設等で不在者投票ができる場合がありますので、まずはその病院等にお問い合わせください。

(2)郵便等による不在者投票について

右表①から③のいずれかに該当する方は、不在者投票の請求ができます。

①	身体障害者手帳をお持ちで、障がいの程度が3級以上(ただし、両下肢や移動機能等の障がいの方は2級以上)の方
②	戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が第3項症以上(ただし、両下肢等の障がいの方は第2項症以上)の方
③	介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5として記載されている方

この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、お早めに下記へお問い合わせください。

問 美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局 ☎0187(84)1111